

白ばら

.....選挙広報第47号.....

平成31年3月1日

登別市選挙管理委員会
登別市明るい選挙推進協議会

平成
30年度

明るい選挙啓発ポスターコンクール受賞作品



公益財団法人明るい選挙推進協会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞

幌別東小6年 山下 夢來さん



登別市選挙管理委員会委員長賞

幌別西小6年 佐藤 栄真さん



登別市明るい選挙推進協議会会長賞

登別中1年 乳井 楓果さん

平成30年度明るい選挙啓発ポスターコンクールは、平成30年5月7日から9月7日の期間で募集し、全国では8,795校142,251人の児童・生徒の皆さんから応募があり、このうち登別市では市内7校67人の児童・生徒の皆さんから応募がありました。山下夢來さんの作品は、全国の最高賞にあたる文部科学大臣・総務大臣賞18人を含む78人の受賞者のうちの一人で非常に優秀な作品として選考されました。北海道では最優秀賞に相当する栄えある受賞となります。

第19回統一地方選挙について

平成31年4月に第19回統一地方選挙として、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙、登別市議会議員選挙が次の日程で行われます。

| 選挙の種類 | 告示日 | 投票日 |
|---------|----------|----------|
| 北海道知事 | 3月21日(木) | 4月7日(日) |
| 北海道議会議員 | 3月29日(金) | |
| 登別市議会議員 | 4月14日(日) | 4月21日(日) |

第25回参議院議員通常選挙について

平成31年7月28日任期満了による第25回参議院議員通常選挙が本年7月に行われる予定です。

期日前投票制度

○投票対象者

期日前投票を行う日に選挙権を有しており、仕事や旅行、冠婚葬祭等などの予定があって投票日当日に投票に行けないと見込まれる方は投票日前に期日前投票することができます。

○投票場所

平成31年3月1日現在

| 投票所 | 登別市中央期日前投票所 | イオン登別店期日前投票所 | 登別市鷺別期日前投票所 |
|------|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 場所 | 登別市中央町6丁目11番地 登別市役所第2庁舎1階 第2庁舎会議室 | 登別市若山町4丁目33番地1 イオン登別店2階ギャラリー | 登別市鷺別町3丁目3番地4 鷺別公民館1階1・2号会議室 |
| 投票期間 | 選挙期日の公示（告示）日の翌日から選挙期日の前日まで | 選挙期日の6日前から 選挙期日の4日前まで | 選挙期日の3日前から 選挙期日の前日まで |
| 投票時間 | 午前8時30分から 午後8時00分まで | 午前9時00分から 午後8時00分まで | 午前8時30分から 午後7時00分まで |

○期日前投票の宣誓書

投票所入場券の裏面は宣誓書となっていますので、期日前投票に来る方は、あらかじめ記入していただくことでスムーズに投票することができます。紛失などにより持参できない方も選挙人名簿に登載されいれば、再交付することができますので、係員に申し出てください。なお、投票日当日に投票される方は、裏面は記入せず投票所入場券に記載されている投票所にそのまま持参し投票してください。

寄附の禁止（三ない運動）

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

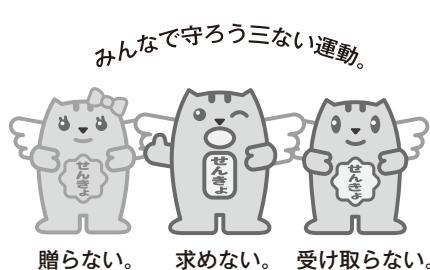
こうした金銭や品物などを「贈らない、求めない、受け取らない」ということで『三ない運動』を進めており、明るい選挙推進運動の重要な柱となっております。

○政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

○禁止されている寄附（例）

- 病気の見舞い
- 祭りへの寄附や差し入れ
- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- 秘書等が代理で出席する場合の香典
- 葬式の花輪、供花
- 落成式、開店祝の花輪
- 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
- 入学祝、卒業祝
- お中元、お歳暮、お年賀



不在者投票制度

◎長期入院（療養）中の方

病院・老人ホーム等の施設が不在者投票施設に指定されている場合は、その施設に不在者投票所を設置し、入院（入所）者は、施設内で投票することができます。

また、市町村の選挙管理委員会に対し、施設の長が本人に代わって代理で投票用紙等を請求することができます。

◎長期滞在（旅先での投票）・長期出張等の方

仕事や旅行などで市外に滞在している方は、事前に「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、登別市選挙管理委員会に直接または郵送により投票用紙等を請求することができます。

請求内容を確認後、投票用紙と投票用封筒、不在者投票証明書用封筒等を滞在先の住所に送付しますので、滞在地の選挙管理委員会に持参して投票してください。

郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がいがあったり、介護を必要とされる方で、選挙期日（投票日）に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵便等で投票できる制度です。

この制度を利用する場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けている必要があります。申請書に必要事項を記入し、身体障害者手帳または要介護を証明するもの等、障がいの程度を証明するものと併せて、選挙管理委員会に提出してください。

◎郵便等による投票ができる方

介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の表の障がいの程度に当てはまる方。

| 障がい・要介護を証明するもの及びその部位 | | 障がいの程度 |
|----------------------|--------------------------|------------|
| 介護保険の被保険者証 | | 要介護 5 |
| 身体 障害者 手帳 | 両下肢・体幹・移動機能 | 1級または2級 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 | 1級または3級 |
| | 免疫・肝臓 | 1級から3級 |
| 戦傷病者 手帳 | 両下肢・体幹 | 特別項症から第2項症 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓 | 特別項症から第3項症 |

※ 重複障がいの場合は、等級を満たしていても対象とならないケースがありますので、事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。

◎自分で記載ができない方

上記の障がいに当てはまることに加え、身体障害者手帳に「上肢または視覚の障がいの程度が1級」または戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症」と記載されている方は、事前に届出を行った代理人（選挙権を有している方に限る。）が本人の意思に基づき記載し投票することができます。

在外投票制度

海外にいても国政選挙（衆議院議員及び参議院議員）の投票をすることができます。在外投票するには「在外選挙人名簿」への登録申請が必要です。申請は在外公館のほか、国外転出する際に市区町村の窓口でもできますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

私たちの『大事な一票』を忘れずに投票しましょう。

私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。私たち一人ひとりが「選挙」に関心を寄せることで、「選挙」はもっと身近なものになるといえます。『大事な一票』を忘れずに投票しましょう。

投票区一覧

投票所は次のとおりです。事前に所在地を確認しておいてください。
また、投票所の場所については、市のホームページを参照してください。



平成31年3月1日現在

| 投票区 | 投票区域 | 投票所施設名 | 投票区 | 投票区域 | 投票所施設名 |
|-----|--|-----------------------------|-----|---|--------------------------|
| 1 | 中央町全域 | 幌別小学校 (中央町6-19-1) | 19 | 片倉町1~6丁目 全域 川上町全域 鉱山町全域 | 幌別西小学校 (片倉町5-13) |
| 2 | 幌別町全域 | 鉄南ふれあいセンター (幌別町3-17-1) | 20 | 常盤町全域 | 百寿の家 (常盤町2-35-5) |
| 3 | 桜木町1~2丁目 緑町全域 若山町1丁目1・2番地 | 緑寿の家 (緑町1-2-4) | 21 | 鶯別町4・5丁目 鶯別町6丁目20番地以後 栄町1丁目 栄町2丁目1番地1~10番地 | 鶯別小学校 (鶯別町4-36-21) |
| 4 | 新川町全域 | ねむの木の家 (新川町3-6-2) | 22 | 若草町1・3・5丁目 美園町2丁目 上鶯別町106番地499 上鶯別町106番地500 上鶯別町106番地716 上鶯別町106番地502~689 上鶯別町106番地731 ~116番地286 | 若草小学校 (若草町1-1-2) |
| 5 | 富士町全域 | 富士会館 (富士町7-2-1) | 23 | 登別東町3・4・5丁目 中登別町12~20番地 中登別町26~41番地 中登別町59~73番地 | 婦人センター (登別東町3-6-7) |
| 6 | 千歳町全域 新栄町30番地 来馬町374番地 | 労働福祉センター (千歳町3-1-8) | 24 | 柏木町全域 | こぶしの家 (柏木町4-24-42) |
| 7 | 富浦町1・2・3丁目 | 富浦会館 (富浦町1-46-4) | 25 | 若草町2・4・6丁目 | 若草つどいセンター (若草町4-21-1) |
| 8 | 登別東町1・2丁目 登別本町全域 登別港町全域 | 登別公民館 (登別東町2-21-1) | 26 | 美園町5丁目9番地1以後 美園町6丁目 上鶯別町117番地 上鶯別町123番地1~215番地2 | 美園児童センター (美園町5-36-4) |
| 9 | 中登別町11番地以前 中登別町21~25番地 中登別町42~58番地 中登別町74番地以後 (215~220番地を除く) | 白樺の家 (中登別町152-3) | 27 | 新生町1・3・5・6丁目 上鶯別町106番地44~284 上鶯別町106番地703~705 | 千代の台集会所 (新生町3-13-1) |
| 10 | 中登別町215~220番地 上登別町全域 登別温泉町全域 カルルス町全域 | 登別温泉ふれあいセンター (登別温泉町58-1) | 28 | 幸町全域 富浦町4・5丁目 新栄町31番地以後 | すずらんの家 (幸町5-27-4) |
| 12 | 札内町全域 富浦町(丁目を除く)全域 来馬町374番地以外の区域 | 札内高原館 (札内町73) | 29 | 大和町全域 若山町1(1・2番地を除く)・2丁目 若山町3丁目7・8番地 青葉町21番地以後 | 若山の家 (若山町2-43-128) |
| 14 | 富岸町全域 新生町4丁目 若山町3丁目(7・8番地を除く) 上鶯別町98~105番地 | 富岸青少年会館 (富岸町2-23-15) | 30 | 桜木町3~6丁目 青葉町1~20番地 | 桜木集会所 (桜木町4-1-1) |
| 15 | 栄町2丁目11番地以後 栄町3・4丁目 | 富浜児童館 (栄町2-18-4) | | | |
| 16 | 鶯別町1~3丁目 鶯別町6丁目1番地1~19番地 | 鶯別公民館 (鶯別町3-3-4) | | | |
| 17 | 美園町1・3・4丁目 美園町5丁目1~8番地 | 美園婦人研修の家 (美園町4-8-9) | | | |
| 18 | 新生町2丁目 若山町4丁目 | 新生集会所 (新生町2-18-4) | | | |

不明な点は、登別市選挙管理委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先：登別市選挙管理委員会事務局 ☎85-9143（直通）

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地 第2庁舎1階 Mail : senkan@city.noboribetsu.lg.jp